

障がい者基幹相談支援センターだより

障がいのある方に関係するマークを知っていますか？

No. 57



皆さん、このマークをご存じですか？誰もが一度は目にすることがあるかと思えます。

障がいのある方が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。このマークができるまでは、世界共通のマークが存在しなかったため、外国に行った際不便な思いをすることもありました。そのため、国や言語を超えて、障がいのあるすべての人に分かりやすく案内するために作られました。

公共機関や病院等の駐車場でこの

マークを見かけた場合には、障がいのある方の利用への配慮について、ご理解、ご協力をお願いします。このマークは「すべての障がいのある方を対象」としたものです。特に車いすを利用する障がいのある方に限定し、使用されるものではありません。

他にも様々なマークがありますが、どのマークも周りにいる方がその意味を知り、配慮することが大切です。



身体障害者標識



聴覚障害者標識



耳マーク

■問合せ先

障がい者基幹相談支援センター

☎ 055(262)1274

FAX 055(262)1276

✉ fukushi-shien@city.

fufuki.jp